第三十九条第七項中「第八項」を「第九項」に、「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第八項」に改める。

第四十条第十九項中「及びその」を「並びにその」に改める。

第四十一条第十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」に改め、同条第二十四項中「第四十一条の二の二第八項」を「第四十一条の二の二第七項」に改める。

第四十一条の二の二第一項及び第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項中「承認を受けている」を「政令で定める要件を満たす」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの」を「同項に規定する電磁的方法」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第二項後段の規定を準用する。

第四十一条の二の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第一項の」を「、当該申告書の提出の際に経由すべき」に、「個人は、同項」を「個人は、第二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十一条の三第一項中「同条第七項第二号」を「同条第六項第二号」に改める。

第四十一条の三の二第二十項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第四十一条の三の四第四項中「承認を受けている」を「政令で定める要件を満たす」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの」を「同項に規定する電磁的方法」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第四十一条の三の四第六項を削り、同条第七項中「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項第二号中「第百九十八条第六項」を「第百九十八条第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十一条の十三の三第十二項中「、第十六項及び第十七項」を「及び第十六項から第十九項まで」に改め、同項の表第五条の二第四項の項を次のように改める。

第五条の二第四項	第四十一条の十三の三第一項の
第四十一条の十三の三第十二項の表第五条の二第十二項の項	第四十一条の十三の三第一項

第四十一条の十三の三第十二項の表第五条の二第十七項の項中「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改め、同表第五条の二第十三項の項の次に次のように加える。

第五条の二第十七項	第一項の	第四十一条の十三の三第一項の
	、第一項	、同条第一項

第四十一条の十三の三第十二項の表第五条の二第十七項の表第一項の項の項中「第五条の二第十七項の」を「第五条の二第十九項の」に、

第十七項	第五条の二第十七項

を

第十九項	第五条の二第十九項

に、「第十四項まで」を「この条」に改め、同表第五条の二第十七項の表第四項の項の項を次のように改める。

第五条の二第十九項の表第四項の項	の特定受託者	の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下この条において同じ。）

第四十一条の十五第五項中「還付」を「還付の手続等」に改める。

第四十一条の十七第一項中「次項において同じ。）の規定」を「以下この項において同じ。）の規定」に、「薬剤」を「薬剤（次項第一号において「医療用薬剤」という。）」に、「次項において同じ。）の使用」を「以下第三項までにおいて同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。次項各号において同じ。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「令和三年まで」を「令和八年まで」に改め、同条第二項中「のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして政令で定めるもの」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として政令で定めるもの

イ　その製造販売の承認の申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第三項の規定による同条第一項の製造販売についての承認の申請又は同法第十九条の二第五項において準用する同法第十四条第三項の規定による同法第十九条の二第一項の製造販売をさせることについての承認の申請をいう。ロ及び次号において同じ。）に際して既に同法第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品

ロ　その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品

二　その製造販売の承認の申請に際して前号に掲げる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（同号に掲げる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして政令で定めるもの

第四十一条の十七第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「を当該申告書に添付しなければ」とあるのは「」を「」とあるのは「当該居住者がその年中に行つた租税特別措置法第四十一条の十七第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する取組（次項において「取組」という。）の名称」に、「租税特別措置法第四十一条の十七第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）」を「同条第一項」に改め、「を当該申告書に添付し、かつ、当該居住者がその年中に同条第一項に規定する取組を行つたことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行つた年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。）を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければ」を削り、「前項に規定する」の下に「明細書に記載された取組につき当該居住者がその年中にその取組を行つたことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行つた年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。）及び当該」を加え、「とする」を「と、「当該書類」とあるのは「これらの書類」とする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和四年一月一日から、同日から令和八年十二月三十日までの間において政令で定める日までの期間内に行つた第一項の居住者の一般用医薬品等の購入の対価の支払につき、同項の規定を適用する場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）」とあるのは、「特に高いもの」とする。

第四十一条の十八の二第一項中「もの」の下に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。